

アクシアル リテイリング株式会社

(証券コード 8255)

第71期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月23日（木曜日） 午前10時00分
（受付開始） 同 日 午前 9 時15分

場 所

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間

目 次

第71期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45
株主総会参考書類	51

【新型コロナウイルス感染症拡大防止】のため、

- 株主総会へのご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を推奨いたします。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。

証券コード 8255

2022年6月1日

株 主 各 位

新潟県長岡市中興野18番地2
アクシアル リテイリング株式会社
代表取締役社長 原 和彦

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会については適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、5頁から6頁に記載の＜議決権行使についてのご案内＞をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日） 午前10時00分
 （受付開始） 同 日 午前 9 時15分

2. 場 所 新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
 長岡グランドホテル 2階 悠久の間
 （末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項
 報告事項

1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
 連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役11名選任の件
 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

<ご案内>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書による議決権の行使を推奨いたします。なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症に関する今後の感染拡大状況等を踏まえ、株主総会の開催場所、運営方法等について変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（注）にてご案内いたします。
- 本株主総会は株主様に限定してインターネットでライブ配信を行います。出席株主様が映らないようにできる限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込む可能性があります。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。
- ◎ 事業報告の「会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況）」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（注）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、この「連結注記表」及び「個別注記表」が、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、この「会社の体制及び方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（注）に掲載させていただきます。

（注） 当社ウェブサイト <https://www.axial-r.com/>

<電子提供制度の施行に伴う株主総会招集ご通知の扱い>

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、本定時株主総会第2号議案「定款一部変更の件」を上程しており、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を书面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

＜株主総会のインターネット配信＞

- ◎ 株主総会当日の模様を、株主様に限定してインターネットでライブ配信いたします。ご視聴までの流れは次のとおりです。

1. 下記受付専用ウェブサイトにて事前にお申し込みをお願いします。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_ykDiiH5QRiCp94dTJudVlg

(事前申込期間) 2022年6月1日(水曜日)～株主総会開始時刻まで

議決権行使書を投函する前に「株主番号」を必ずお手元にお控えのうえ、表示された受付画面に、「株主名」、「メールアドレス」及び議決権行使15.5書に記載の「株主番号」をご登録ください。



URL
QRコード

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. お申し込みいただいた内容を確認の後、ご登録いただいたメールアドレスに、株主総会当日ライブ配信するご視聴ウェブアドレスをご案内いたします。下記ライブ配信日時になりましたらアクセスしてご覧ください。

(ライブ配信日時) 2022年6月23日(木曜日) 午前9時55分頃～株主総会終了時刻まで

- インターネットによりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのためインターネットによるライブ配信を通じて、質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで議決権行使書の郵送又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日投票をご活用ください。
- 天変地異や不測の事態により、ライブ配信ができなくなる可能性がございます。配信中止の場合は、当社ウェブサイト(3頁注)にてご案内いたします。
- ◎ ご使用の機器やインターネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。また、ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ 株主番号及び視聴ウェブアドレスの第三者への提供、ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◎ 個人情報の取扱い、その他注意事項は、同封の別紙をご覧ください。

<議決権行使についてのご案内>

議決権は、以下**1**～**4**のいずれかの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席のうえ議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時15分)

2 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月22日(水曜日) 午後6時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月22日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

4 QRコードを読み取って議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、インターネットの議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。**

再行使される場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使される場合は、5頁の「インターネットで議決権を行使される場合」をご確認ください。

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 XXX
 XXXX年XX月XX日

選挙日直前のご所属株式会社名 XXX
 議決権の数 XXX

1. _____
 2. _____

ログイン用QRコード
 ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 仮パスワード XXXXX

見本

※議決権行使書用紙はイメージです。

**行使期限 2022年6月22日（水曜日）
午後6時入力完了分まで**

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ 機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績全般の概況

当期を含む近年のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が2年以上に亘り続き、経済構造や人々の生活様式が過去の常識から大きく変化したことで悪化した景況は改善に至っておりません。加えて、世界的な諸問題に起因する物資の不足や滞留、価格上昇は国民生活に影響を与えております。

このような状況において、当期における当社グループの連結経営成績は、売上高が2,464億50百万円、営業利益が103億10百万円（前期比14.9%減）、経常利益が106億15百万円（前期比15.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が70億74百万円（前期比14.6%減）となりました。

なお、当期の期首から「収益認識に関する会計基準」等が適用されているため、売上高の前期比を記載しておりませんが、実質的な売上高は過去最高となり、営業利益、経常利益、純利益は過去2番目の水準となりました。

(2) セグメント別の状況

① スーパーマーケット事業

[全般]

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、前期に引き続き「お客様、従業員の安全安心を最優先に対応する」、「ライフラインとしての使命を果たす」、「社会貢献へ積極的に取り組む」を方針として掲げ、お客様、地域の皆様に、ここにアクシアルの店舗があってよかったと思っていただけるよう、私たちにできること、私たちだからすべきことを真剣に考え、店舗の営業継続に取り組みました。

この結果、当期におけるスーパーマーケット事業の経営成績は、売上高が2,457億79百万円、営業利益が96億61百万円（前期比16.2%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、従来と同一の会計処理によった場合に比べ、スーパーマーケット事業の売上高は104億9百万円減少し、営業利益は5百万円増加しております。

[従業員の安全安心確保と事業継続性の担保]

新型コロナウイルス感染症の影響が長期に亘り収束が見えない状況において、従業員の安全安心を確保するとともに事業継続性を担保するため、当社グループ従業員約3,000名を対象として新型コロナウイルスワクチンの職域接種を7月～8月にかけて実施いたしました。なお、接種可能数量が限定されるため、対象者については、お客様と接する機会が多い従業員を優先し希望者を募って実施いたしました。

また、職域接種に限らず各自治体が行うワクチン接種についても、従業員が受けやすい環境を整えるため、当社グループの全従業員に対し、半日の有給休暇を2回付与いたしました。

【社会貢献】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期に亘り、花火行事がなくなり収入が大幅に減少している花火師様を支援するため、原信、ナルスで販売するプライベート・ブランド商品1個につき1円を一般財団法人長岡花火財団他へ寄付する企画「花火師さんへ贈るまごころの1円プログラム」を実施いたしました。当該企画開始後は、開始前に比べ販売量が伸長し、お客様からご理解が得られたと感じております。

また、将来を担う若者に、世界の課題や自分たちにできることを考えていただき新しい価値を創造するグローカリストとして成長してほしいと願い、SDGsをテーマとした学習プログラムを開催いたしました。地元団体や当社グループが取り組んでいるSDGsに関する様々な取組みの講義や実際の現場視察、フィールドワーク等を通じ、参加者の意識向上の一助になれたものと考えております。

この他、各種寄付や自治体が行う各種施策への協力についても積極的に実施いたしました。

【地域の文化を守り伝える】

当社グループは事業を通じて地域の文化を守り伝えることも重要であると考えています。このたび、新潟県長岡市小国地域で50年以上にわたり地元の味として愛され続けてきた「小国饅頭」の製造者である旧山理屋菓子舗が廃業を決めたことを受け、大変残念に思い、当社グループのローリーは秘伝とされてきたこの饅頭の製法を店主に仰ぎ、これを会得して受け継ぐことができました。

お客様からはご好評を得ており、今後は販売を拡大してまいります。

[モチベーションの向上]

前期の異常な売上高増加の反動を受け販売動向が鈍ることで従業員のモチベーションが下がりがちになる状況を見越し、販売方法を楽しく競い合い学び合うことを目的に、社内販売コンクール「Enjoy♪ 販売コンクール」を始めました。「伝えよう！原信ナルス、フレッセイの良さ、盛り上げよう！全店一番の売場」をスローガンに全店全部門が同じ目標を持って取り組むことで、お客様へ良い売場をご提供し、従業員のモチベーション向上が図られております。

[自動発注の拡大]

当社グループでは、商品の自動発注に2種類の需要予測型（統計解析型、A I型）を採用しておりますが、前期に原信ナルスの日配部門へ導入したA I型をフレッセイの日配部門へ適用拡大いたしました。

また、原信ナルスでは生鮮部門における自動発注の適用拡大についても取組みをいたしました。

[電子決済の利便性向上]

電子決済の利用率向上を受け、スマホ決済サービスの取扱い種類拡大を図るとともに、決済方式をお客様、当社従業員双方にとって簡便性の高いストアスキャン方式へ変更いたしました。

また、会計機の次世代展開方針を検討するため、電子決済のみに対応したキャッシュレス・セルフレジの実験導入を行いました。利用状況や使い勝手等を検証し、今後の方針決定に活かしてまいります。

[プライベート・ブランド商品]

当社グループのプライベート・ブランド商品は、現行の統一デザインを採用してから7年が経過し、定着は図られているもののトレンドから外れてきているため、新デザインに変更いたしました。「つなぐ」をコンセプトに売場でも映えるデザインに仕上げ、認知性も向上させました。

また、新たに43品目を開発し、売上、利益の向上につながっています。

【お客様の健康を願って】

当社グループでは、お客様の健康維持を願って出汁で旨味を引き出しつつ減塩を図った商品「だし香る」シリーズの商品開発、販売に力を入れ、かつ、地元の食文化を尊重して惣菜や弁当に使用する原料に地元商品を優先しています。

この取り組みが評価され、原信ナルスオペレーションサービスは日本食糧新聞社が主催する「惣菜・べんとうグランプリ2022」において第1回の会社表彰を受けました。今後も、この取り組みを拡大してまいります。

【健康経営の推進】

原信とナルスは、健康経営優良法人認定制度の大規模法人部門において「健康経営優良法人」として認定されました。この認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度であり、経済産業省が制度を設計し、日本健康会議が認定しているものであります。

当社グループは、長期ビジョンに掲げる健康経営の推進に向けて、健康経営方針を定め、各専門家等と連携した体制を構築し、従業員の健康づくりに取り組んでおります。今後も従業員の健康意識を高めながら、健康経営の推進に取り組んでまいります。

【環境マネジメントの向上】

当社グループでは、2000年に原信が日本の食品スーパーマーケットで初めて全事業所を対象に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得して以来、現在では原信、ナルスの全事業所で認証を受けています。当期は、3年に一度の更新審査が行われISO14001:2015（JIS Q 14001：2015）の認証を受けるとともに環境マネジメントレベル向上の評価をいただきました。

当社グループでは、原信、ナルスが環境保全や社会的責任に対する取り組みをまとめ、毎期CSR報告書を発行しており、二酸化炭素の排出量等、事業活動が及ぼす影響を開示しております。今後も引き続き脱炭素社会の実現に向け取り組みを強化してまいります。

[発行体格付]

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの観点から、投資家やお取引先様に対し当社の信用力を客観的に明示し、当社の財務内容に関する健全性や経営の成長性、透明性を理解して頂くため、毎期、中立的第三者より評価を受け格付けを取得しております。

当期において実施した評価においては、従来の方付け評価より向上しA（安定的）の評価をいただきました。

[出店・退店等]

出店につきましては、原信川窪店（10月、新潟県南魚沼市、売場面積1,919㎡）、フレッシュフィールド藤岡店（10月、群馬県藤岡市、売場面積2,108㎡）、フレッシュ太田飯塚店（11月、群馬県太田市、売場面積2,053㎡）を新設いたしました。

改装につきましては、フレッシュ安堀店（7月、群馬県伊勢崎市、売場面積1,870㎡）、原信関屋店（7月、新潟県新潟市、売場面積2,329㎡）、原信糸魚川東店（11月、新潟県糸魚川市、売場面積2,057㎡）、フレッシュ天神店（3月、群馬県桐生市、売場面積1,961㎡）、原信吉田店（新潟県燕市、3月、売場面積2,050㎡）について実施いたしました。

退店につきましては、フレッシュ小鳥店（9月、群馬県高崎市、売場面積1,450㎡）、フレッシュ寄木戸店（11月、群馬県邑楽郡、売場面積1,669㎡）を閉鎖いたしました。また、現店舗を建て替えるため、フレッシュ館林店（6月、群馬県館林市、売場面積1,554㎡）、原信古正寺店（2月、新潟県長岡市、売場面積2,155㎡）を一旦閉鎖いたしました。

② その他の事業

[全般]

当期におけるその他の事業の経営成績は、売上高が53億73百万円、営業利益が5億90百万円（前期比6.5%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、従来と同一の会計処理による場合に比べ、その他の事業の売上高は1億66百万円減少し、営業利益については影響ありません。

[情報処理事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、情報システムの開発並びに情報処理のいずれも前期を上回ったため増加いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、納期に至った受注案件が前期を下回ったため減少いたしました。この結果、営業利益は、前期に比べ0.7%増加いたしました。

なお、当期においては、新製品として惣菜の店内加工や総菜工場を支援する生産管理システムの開発並びに自動発注システムにおけるAIエンジンの自社開発を完了し販売を進めております。加えて、情報セキュリティ関連について、改善支援サービスを新たに事業化し販路の拡大に努めております。

また、当事業の主体であるアイテックは、厚生労働大臣より「ユースエール認定企業」として認定を受けました。この認定は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である企業に対し行われるものであります。今後も優良な雇用環境の整備に努め、雇用を通じ地域社会への貢献と事業拡大を果たしてまいります。

【印刷事業】

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、前期においては新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下におけるチラシ自粛等で印刷物等の納入が大幅に減りましたが、当期は、チラシ等の受注が例年並みに戻ったためその反動で増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、前期を若干上回ったものの「収益認識に関する会計基準」等の影響で減少いたしました。この結果、営業利益は、前期に比べ136.2%増加いたしました。

なお、当期においては、当社グループ外部より製本に係る事業譲受を行っており、今後、一層の収益向上に努めてまいります。

【清掃事業】

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、安定した受注を受け前期に比べ増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、清掃関連の販売が前期並みであったことに加えリサイクル資材の販売単価が上昇し前期に比べ増加いたしました。この結果、営業利益は、前期に比べ4.8%増加いたしました。

- (注) 1. セグメント別の状況については、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
2. 当期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており前期と収益の会計処理が異なるため、対前期比については記載しておりません。

当社グループのセグメント別売上高の状況は、次のとおりであります。

項 目		第 71 期 (当期) (2022年3月期)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	生 鮮 食 品	青 果	32,333	12.9
		精 肉	29,003	11.5
		水 産	26,008	10.4
		惣 菜	24,823	9.9
	計		112,169	44.7
	一 般 食 品	デ ィ リ ー	51,266	20.4
		加 工 食 品	64,488	25.7
		イ ン ス ト ア ベ ー カ リ ー	4,185	1.7
	計		119,940	47.8
	住 居	7,638	3.0	
	衣 料 品	95	0.0	
そ の 他	259	0.1		
営 業 収 入	5,532	2.2		
セ グ メ ン ト 間 の 内 部 売 上 高 又 は 振 替 高	144	0.1		
小 計		245,779	97.9	
そ の 他	外 部 顧 客 に 対 す る 売 上 高	815	0.3	
	セ グ メ ン ト 間 の 内 部 売 上 高 又 は 振 替 高	4,558	1.8	
	小 計	5,373	2.1	
合 計		251,153	100.0	

- (注) 1. 営業収入は、不動産賃貸収入等であります。
2. セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3. 当期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており前期と収益の会計処理が異なるため、対前期比については記載しておりません。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資額は、68億43百万円（うち、有形固定資産の取得による支出60億30百万円、無形固定資産の取得による支出3億85百万円、その他4億26百万円）であります。

その主なものは、下記のとおり、新設3店舗、改装5店舗に係るものであり、これらに必要な資金は自己資金及びリース契約により充当いたしました。

（新設）

事業所名	所在地	開設日
原信 川窪店	新潟県南魚沼市	2021年10月15日
フレッセイ フィール藤岡店	群馬県藤岡市	2021年10月29日
フレッセイ 太田飯塚店	群馬県太田市	2021年11月26日

（改装）

事業所名	所在地	改装完了日
フレッセイ 安堀店	群馬県伊勢崎市	2021年7月15日
原信 関屋店	新潟県新潟市	2021年7月16日
原信 糸魚川東店	新潟県糸魚川市	2021年11月20日
フレッセイ 天神店	群馬県桐生市	2022年3月10日
原信 吉田店	新潟県燕市	2022年3月19日

3. 資金調達の状況

当期において、短期借入金の純増加額及び新たな長期借入金はありません。リース債務につきましては、新たに3億16百万円の契約を締結いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社について、該当事項はありません。なお、子会社において製本業務の事業譲受を行っております。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

国内の状況は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の悪化が進行しており、復調の兆しが見いだせない状況にあります。また、人々の生活様式や経済構造が変化し、従来の常識が大きな転換期を迎えているものと思われまます。

加えて、当社グループを取り巻く事業環境においては、同業のみならず他業種を含めた競合との競争激化、人材確保難、技術革新への対応等、継続して取り組まなければならない課題が多くあります。

このような状況において、当社グループ各社は、地域に密着した日々の生活基盤として、商品の品揃え・品質・価格やサービス等、お客様のご要望にお応えし、お客様の生活に少しでもお役に立てるように努め、優良なリージョナル・チェーンの実現を目指してまいります。

次期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や様々な価格上昇で先行きの見通しが非常に困難な状況にありますが、スーパーマーケットの経営を事業主体とする当社グループといたしましては、ライフラインとして人々の生活基盤を支える責務と地域社会への貢献が果たせるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (当期) (2022年3月期)
売上高(百万円)	235,347	240,898	256,351	246,450
経常利益(百万円)	9,698	9,708	12,569	10,615
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,427	6,239	8,282	7,074
1株当たり 当期純利益(円)	275.36	270.22	359.44	307.02
総資産(百万円)	100,474	104,717	113,819	116,855
純資産(百万円)	59,082	62,167	68,999	74,059
1株当たり 純資産額(円)	2,531.13	2,697.99	2,994.53	3,214.13

(2) 当社の財産及び損益の状況

項目	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)	第71期 (当期) (2022年3月期)
営業収益(百万円)	2,720	2,779	3,295	3,000
経常利益(百万円)	1,913	1,969	2,508	2,223
当期純利益(百万円)	1,821	1,891	2,422	2,138
1株当たり 当期純利益(円)	78.02	81.94	105.12	92.80
総資産(百万円)	32,272	29,943	31,661	32,213
純資産(百万円)	26,353	25,406	26,053	26,347
1株当たり 純資産額(円)	1,129.00	1,102.60	1,130.68	1,143.45

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)等を第71期の期首から適用しております。なお、同会計基準等の経過的な取扱いに従い、第70期以前については当該会計基準等を遡及適用していません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社に親会社はないため、該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社原信	500	100	スーパーマーケット業
株式会社ナルス	450	100	スーパーマーケット業
株式会社フレッセイ	450	100	スーパーマーケット業
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	100	100	各種商品卸売業、 シェアードサービス業
株式会社ローリー	50	100	食品製造加工業
アクシアルレーベル株式会社	100	100	各種商品開発業
株式会社フレッセイヒューマンズネット	10	100	障害者雇用、人材派遣業
高翔商事株式会社	30	100	不動産管理業
株式会社原興産	223	100	清掃業、不動産賃貸業、 保険代理店業
株式会社アイテック	10	100	情報処理業、 ソフトウェア開発業
高速印刷株式会社	14	100	印刷業、各種媒体企画・ 制作業、広告代理店業
力丸流通サービス株式会社	30	100	清掃業

(注) 議決権比率は、当社による直接保有分及び当社の子会社を通じた間接保有分の合計の議決権数の比率であります。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

当事業年度末日において、当社の完全子会社のうち、保有する株式の帳簿価額が当社の総資産の5分の1を超える会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社原信	新潟県長岡市中興野18番地2	13,094百万円
株式会社フレッセイ	群馬県前橋市力丸町491番地1	10,176百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、32,213百万円であります。

11. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社12社で構成し、スーパーマーケットの経営を主な事業の内容としております。

12. 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

(当社)

本社 新潟県長岡市

(子会社)

株式会社原信

本社 新潟県長岡市
 物流センター 国内2拠点 (新潟県2拠点)
 スーパーマーケット 国内66店舗 (新潟県58店舗、長野県5店舗、富山県3店舗)

株式会社ナルス

本社 新潟県上越市
 物流センター 国内1拠点 (新潟県1拠点)
 スーパーマーケット 国内13店舗 (新潟県13店舗)
 100円ショップ 国内1店舗 (新潟県1店舗)

株式会社フレッセイ

本社 群馬県前橋市
 物流センター 国内1拠点 (群馬県1拠点)
 スーパーマーケット 国内50店舗 (群馬県44店舗、栃木県3店舗、埼玉県3店舗)
 100円ショップ 国内2店舗 (群馬県2店舗)

原信ナルスオペレーションサービス株式会社
株式会社ローリー

新潟県長岡市

本社

新潟県長岡市

工場

国内5工場

(新潟県5工場)

アクシアルレーベル株式会社

新潟県長岡市

株式会社フレッセイヒューマンズネット

群馬県前橋市

高翔商事株式会社

群馬県高崎市

株式会社原興産

新潟県長岡市

株式会社アイテック

新潟県長岡市

高速印刷株式会社

新潟県長岡市

力丸流通サービス株式会社

群馬県前橋市

13. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前期末比増減
スーパーマーケット	2,533名（ 6,419名）	44名増加（ 2名減少）
その他	159名（ 75名）	11名増加（ 4名増加）
全社（共通）	16名（ 一名）	—（ —）
合計	2,708名（ 6,494名）	55名増加（ 2名増加）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」は、持株会社である当社の使用人数であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名（ 一名）	—（ —）	56.4歳	6.0年

- (注) 使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。

14. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 **38,000,000株**

2. 発行済株式の総数 **23,388,039株**
（注）自己株式346,283株を含んでおります。

3. 株主数 **9,262名**

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,077	9.01
原 和彦	1,253	5.43
株式会社第四北越銀行	1,001	4.34
株式会社ニューサンライフ	884	3.83
原 信博	847	3.67
株式会社商工組合中央金庫	728	3.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	527	2.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	509	2.21
植木 威行	507	2.20
アクシアル リテイリング従業員持株会	411	1.78

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 原和彦氏の所有株式数は、同氏及びその親族の資産管理会社である原和彦アセットマネジメント株式会社が所有する株式数554千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 原信博氏の所有株式数は、同氏及びその親族の資産管理会社である原信博事務所株式会社が所有する株式数160千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
4. 植木威行氏の所有株式数は、同氏がみずほ信託銀行株式会社に信託している株式数50千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、新株予約権等を発行しておらず、該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	ほら 原 かず 和 ひこ 彦	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 株式会社ローリー 株式会社原興産 株式会社シジシージャパン 株式会社エフエムラジオ新潟 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役会長 取締役 取締役会長 社外取締役
代表取締役副社長	うえ 植 き 木 たけ 威 ゆき 行	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 株式会社フレッセイヒューマンズネット 高翔商事株式会社 力丸流通サービス株式会社 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長
取締役副社長	い がらし やす お 五十嵐 安 夫	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役副社長 取締役副社長
専務取締役	やま ぎし ぶん ご 山 岸 豊 後	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 株式会社フレッセイ 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 株式会社アイテック 専務取締役 取締役 専務取締役 取締役
取締役	もり やま ひとし 森 山 仁	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 代表取締役社長
取締役	まる やま みつ ゆき 丸 山 三 行	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役 常務取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	なか がわ まなぶ 中 川 学	執行役員 (重要な兼職の状況) 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役
取締役	はや かわ ひとし 早 川 仁	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 取締役 株式会社ローリー 代表取締役社長
取締役 (社外)	ほそ かい いわお 細 貝 巖	(重要な兼職の状況) 細貝法律事務所 所長 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社大光銀行 社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部 監査役
取締役 (社外)	にい ほら こう いち 新 原 皓 一	(重要な兼職の状況) 公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長
取締役 (社外)	きく の あさ こ 菊 野 麻 子	(重要な兼職の状況) Kアプローチ 代表
常勤 監査役 (社外)	や こ じゅん いち 八 子 淳 一	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役
常勤 監査役	いわ さき りょう じ 岩 崎 良 次	(重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 監査役
常勤 監査役	さ とう ひろ みつ 佐 藤 浩 光	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 監査役
監査役 (社外)	さい とう よし ひと 齋 藤 良 人	(重要な兼職の状況) 新潟県立歴史博物館 館長

- (注) 1. 取締役菊野麻子氏の戸籍上の氏名は、真貝麻子(しんがいあさこ)であります。
2. 取締役細貝巖氏、新原皓一氏並びに菊野麻子氏は、社外取締役であります。また、三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役八子淳一氏並びに斎藤良人氏は、社外監査役であります。なお、両氏は金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動（重任を除く。）は次のとおりであります。
- ・ 2021年6月24日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した者

氏名	退任時の会社における地位及び担当、重要な兼職の状況
ふじ 藤 田 ともさぶろう 友三郎	常勤監査役 (重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 監査役

5. 当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の目的から執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している者以外の執行役員の状況は以下のとおりであります。（2022年3月31日現在）

氏名	担当
よし だ ひろ かず 吉 田 浩 和	執行役員 財務経理部長
まつ ぐち かつ ひこ 松 口 克 彦	執行役員 総務部長
こ ばやし まさ のぶ 小 林 政 信	執行役員 経営企画部長
いし だ なお き 石 田 直 樹	執行役員 品質安全部長
もり やま ひろ き 森 山 寛 樹	執行役員 イノベーション推進部長
まる やま まさ のり 丸 山 将 範	執行役員 人事企画部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めております。

これに基づき、社外取締役細貝巖氏、新原皓一氏及び菊野麻子氏並びに社外監査役八子淳一氏及び斎藤良人氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役及び社外監査役とも、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2に規定する補償契約を役員等との間で締結しておらず、該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 被保険者の範囲

当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員の全員

(2) 被保険者の実質的保険料負担割合

当社の取締役及び監査役については、当社が9割、各役員が1割の保険料を負担しており、その他の役員等については、当該役員等が就任している会社が保険料の全額を負担しております。

(3) 填補対象となる保険事故の概要

被保険者個人が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより役員個人が被る損害

(4) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

縮小支払割合（被保険者が被った損害の額から保険会社の免責金額を差し引いた金額に対し、保険会社が支払う保険金の割合）を95%とし、賠償金等の全額を補填の対象としないこととしております。

5. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及びその他会社役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

① 方針の決定の方法

取締役及び監査役の報酬等は、定款で株主総会の決議によって定めることとしており、毎期の役員の報酬等については、株主総会で決議された役員報酬に関する限度額の範囲内で、取締役については、取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により個人別報酬等の額を決定しております。

また、取締役及び監査役の報酬等の決定方針は、取締役会の決議によって決定しており、その決議に当たっては、事前に社内に設置した任意の機関である報酬委員会へ諮問し、その審議並びに答申を受けることとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2022年4月12日開催の取締役会において決議しております。

② 方針の内容の概要

イ. 基本方針

当社は、役員報酬等の決定に関する基本方針として、役員報酬規程を定めており、役員の報酬体系は、業績連動報酬である役員賞与（事業年度終了後年1回支給）と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬（毎月定額支給）により構成しております。なお、役員等の報酬は金銭とし、非金銭報酬の支給については想定しておりません。

ロ. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である役員賞与につきましては、当社グループの資本構成を、持株会社である当社を中心とした構成としていることから、連結業績に応じた賞与体系とします。

なお、企業集団全体の役員賞与の総額は、株主総会で定められた報酬限度額並びに当社グループの業績水準を勘案し、連結当期純利益の概ね8.5%を基本とし、個人別に配分します。

ハ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当該支給割合について、特段の定めはありません。

二. 役員の役職ごとの報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬以外の報酬である基本報酬につきましては、役員報酬規程に従い、その就任状況、職責等に基づく定数に基づき個人別の基礎金額を算定しております。業績連動報酬である役員賞与につきましては、役員報酬規程に従い、連結当期純利益の概ね8.5%として算定された企業集団全体の役員賞与の総額について、当該総額を個人別の基本報酬、就任企業に関する規模業績等の企業係数、個人別の就任状況等に応じた役職係数等を用いて個人別の基礎金額を算定しております。

ホ. 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等については、基本報酬及び業績連動報酬のいずれについても、役職ごとの方針に沿って算定された個人別基礎金額について、代表取締役と協議したのち個人別支給額の素案を確定し、報酬委員会へ諮問いたします。報酬委員会は、その内容について審議し、その過程で報酬委員会加減額を調整して、取締役会へ答申します。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、業績連動報酬を設定している役員報酬体系のインセンティブ目的がバランスよく反映されるよう、目標となる連結業績を達成した場合には、業績連動報酬としての役員賞与の割合が基本報酬の割合を上回ることを想定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する事項

取締役及び監査役の報酬等は、定款で株主総会の決議によって定めることとしており、その内容は次のとおりであります。なお、報酬限度額は、役員賞与を含み、取締役の使用人分給与は含まない年額であります。

役員区分	株主総会決議	報酬限度額	当該株主総会決議時点における対象役員の員数
取締役	2007年6月28日開催 第56期定時株主総会決議	500百万円	7名
監査役	2000年6月29日開催 第49期定時株主総会決議	50百万円	4名

(3) 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別報酬等の内容の決定を取締役会で行っており、取締役会から委任を受けて当該事項を決定した取締役その他の第三者はありません。

なお、取締役会は、その決定が適切に行使されるよう、社内に設置した任意の報酬委員会に意見を諮問し、その審議並びに答申を受けております。

報酬委員会の委員構成は、次のとおりであります。

委員会における地位	氏名	会社における地位及び担当
委員長	五十嵐 安 夫	取締役副社長 執行役員
委員	山 岸 豊 後	専務取締役 執行役員
委員	細 貝 巖	社外取締役
委員	新 原 皓 一	社外取締役
委員	斎 藤 良 人	社外監査役

(4) 当事業年度に係る会社役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	348	138	209	—	11
(うち社外取締役)	(14)	(8)	(6)	(—)	(3)
監査役	45	28	17	—	5
(うち社外監査役)	(20)	(12)	(8)	(—)	(2)
合計	394	166	227	—	16
(うち社外役員)	(34)	(20)	(14)	(—)	(5)

- (注) 1. 報酬支給額は株主総会の決議による報酬額の範囲内であります。
2. 業績連動報酬等として役員賞与を支給しており、上記の業績連動報酬等に記載の金額は、当期において受ける見込みが明らかになった額であります。業績連動報酬等の額の算定基礎となる業績指標は、当社グループの資本構成が持株会社である当社を中心とした構成としていることから、連結業績に応じた賞与体系が適当であると考え、連結当期純利益を選定しております。業績連動報酬等の額の算定方法は、当社グループ全体の役員賞与の総額を、株主総会で定められた報酬限度額並びに当社グループの業績水準を勘案し、連結当期純利益の概ね8.5%を基本として決定し、個人別に配分しております。なお、当事業年度を含む連結当期純利益の推移は、「I 企業集団の現況に関する事項 9. 直前3事業年度の財産及び損益の状況 (1) 企業集団の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 対象となる役員の員数には、当期中に退任した監査役1名を含んでおります。
4. 報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。
5. 当期に係る基本報酬には、次の額が含まれております。
- 複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
- 取締役 5名 6百万円 (うち、社外取締役は該当なし。)
- 監査役 3名 1百万円 (うち、社外監査役 1名 1百万円)
6. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
7. 上記記載の報酬の他、当期中に、兼務する子会社の取締役を退任した当社の取締役に対し、当該子会社が、その定める役員退職慰労金制度に基づき、次のとおり退職慰労金を支給しております。
- 監査役 1名 0百万円 (うち、社外取締役は該当なし。)

(5) 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

役員区分	氏名	他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
社外取締役	細貝 巖	細貝法律事務所 所長	該当事項はありません。
		三幸倉庫株式会社 代表取締役社長	該当事項はありません。
社外取締役	新原 皓一	公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長	該当事項はありません。
社外取締役	菊野 麻子	Kアプローチ 代表	該当事項はありません。
社外監査役	斎藤 良人	新潟県立歴史博物館 館長	該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

役員区分	氏名	他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
社外取締役	細貝 巖	株式会社大光銀行 社外取締役	資金の借入を行っております。
		株式会社中越カントリー倶楽部 監査役	該当事項はありません。
社外監査役	八子 淳一	株式会社原信 監査役	当社の子会社であります。
		原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役	当社の子会社であります。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

役員区分	氏名	取締役会 (15回開催)		監査役会 (15回開催)	
		出席回数	／ 開催回数	出席回数	／ 開催回数
社外取締役	細貝 巖	15回	／ 15回	—	
社外取締役	新原 皓一	15回	／ 15回	—	
社外取締役	菊野 麻子	10回	／ 10回	—	
社外監査役	八子 淳一	15回	／ 15回	15回	／ 15回
社外監査役	斎藤 良人	15回	／ 15回	15回	／ 15回

(注) 開催回数は、在任期間中における開催回数であり、菊野麻子氏については、2021年6月24日開催の第70期定時株主総会において新たに選任された以降の期間について記載しております。

② 取締役会及び監査役会における活動状況

役員区分	氏名	在任期間	取締役会及び監査役会における活動状況
社外取締役	細貝 巖	8年	弁護士としての専門的見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	新原 皓一	6年	研究者として指導的立場で活躍した経験や科学技術等の専門的知見に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	菊野 麻子	1年	フリーアナウンサーとしての活動や様々な自治・社会貢献活動の経験を踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	八子 淳一	8年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	斎藤 良人	4年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

役員区分	氏 名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	細 貝 巖	<p>弁護士として、高い職業的倫理観、専門的知識、様々な経験等を具え、企業経営及び法務に関する相当程度の知見を有しており、業務執行者から独立した立場で会社経営の監督を行うことに加え、企業法務、コンプライアンス全般に関する当社グループの品質向上の一助となることが期待されております。</p> <p>同氏は就任以来、専門的見地や客観的見地から必要な助言、提案を行うほか、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、その役割を適切に果たしております。</p>
社 外 取 締 役	新 原 皓 一	<p>大学の名誉教授として、長きにわたり国内外で高度な専門分野における研究者として活躍し、過去には国立大学法人学長を務めるなど、豊かな経験と幅広い視野に加え、科学技術の分野に深い知見を有しており、業務執行者から独立した立場で会社経営の監督を行うことに加え、革新的技術の活用や生産性に関する当社グループの品質向上の一助になることが期待されております。</p> <p>同氏は就任以来、専門的見地や客観的見地から必要な助言、提案を行うほか、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、その役割を適切に果たしております。</p>
社 外 取 締 役	菊 野 麻 子	<p>フリーアナウンサーとして活躍するほか、新潟県内における様々な組織において、地域や社会の発展のために活動しており、この経験の中で培われた知見を活かし、業務執行者から独立した立場で会社経営の監督を行うことに加え、当社の経営が目指す地域社会への貢献と共生について、かじ取りを行っていくにあたり、その知見を活かした活躍を行うことが期待されています。</p> <p>同氏は、就任以来、ダイバーシティや環境、社会的責任の見地から必要な助言、提案を行うほか、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、その役割を適切に果たしております。</p>

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社の子会社である株式会社原信についても、有限責任監査法人トーマツが会社法に基づく監査の会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、非監査業務に係る報酬等はありません。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬との対応関係が適切であると判断し、これに同意いたしました。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく会計監査人の損害賠償責任を限定する事項を定款に定めておらず、該当事項はありません。

7. 補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく会計監査人との補償契約を締結しておらず、該当事項はありません。

8. 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

9. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

VI 会社の支配に関する基本方針

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的な投資家向け広報活動の実施により、当社に対するステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応えるうえで重要であると考えております。

このため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ業績に連動した配当を行うことを基本としております。

1株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、連結1株当たり当期純利益の概ね30%を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,423	流 動 負 債	28,266
現金及び預金	18,452	買掛金	15,576
受取手形及び売掛金	4,154	契約負債	680
リース投資資産	634	リース債務	375
棚卸資産	5,288	未払法人税等	1,254
未収還付法人税等	458	役員賞与引当金	346
その他	3,438	賞与引当金	2,193
貸倒引当金	△3	その他	7,839
固 定 資 産	84,432	固 定 負 債	14,530
有 形 固 定 資 産	67,453	リース債務	2,839
建物及び構築物	39,256	資産除去債務	5,916
機械装置及び運搬具	627	長期預り保証金	5,608
土地	21,244	役員退職慰労引当金	36
リース資産	2,590	退職給付に係る負債	2
建設仮勘定	903	その他	127
その他	2,832	負 債 合 計	42,796
無 形 固 定 資 産	2,455	純 資 産 の 部	
のれん	2	株主資本	72,647
その他	2,452	資本金	3,159
投資その他の資産	14,523	資本剰余金	15,749
投資有価証券	2,964	利益剰余金	54,963
長期貸付金	9	自己株式	△1,226
退職給付に係る資産	145	その他の包括利益累計額	1,412
繰延税金資産	3,439	その他有価証券評価差額金	1,137
敷金及び保証金	6,879	退職給付に係る調整累計額	274
その他	1,130	純 資 産 合 計	74,059
貸倒引当金	△45	負 債 純 資 産 合 計	116,855
資 産 合 計	116,855		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	246,450
売上原価	174,046
販売費及び一般管理費	72,403
営業利益	62,093
営業外収益	10,310
受取利息	44
受取配当金	53
受取保険金	190
受取補助金の収入	0
その他	28
営業外費用	63
支払利息	50
支払約解の損	24
その他	0
経常利益	75
特別利益	10,615
固定資産売却益	8
投資有価証券売却益	10
特別損失	19
固定資産売却損	159
固定資産除却損	29
減損	105
投資有価証券売却損	9
投資有価証券評価損	7
税金等調整前当期純利益	311
法人税、住民税及び事業税	10,323
法人税等調整額	3,114
当期純利益	134
非支配株主に帰属する当期純利益	3,249
親会社株主に帰属する当期純利益	7,074
	7,074
	—
	7,074

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,159	15,749	49,653	△1,225	67,337
会計方針の変更による 累積的影響額			79		79
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,159	15,749	49,732	△1,225	67,416
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,843		△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,074		7,074
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	5,230	△0	5,230
当 期 末 残 高	3,159	15,749	54,963	△1,226	72,647

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,455	207	1,662	68,999
会計方針の変更による 累積的影響額			—	79
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,455	207	1,662	69,079
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			—	△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			—	7,074
自己株式の取得			—	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△317	66	△250	△250
当期変動額合計	△317	66	△250	4,979
当 期 末 残 高	1,137	274	1,412	74,059

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,571	流 動 負 債	5,865
現金及び預金	4,897	関係会社短期借入金	5,300
棚卸資産	1	未払金	24
前払費用	2	未払費用	258
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	58	未払法人税等	24
未収入金	11	未払消費税等	11
未収還付法人税等	373	預り金	4
その他	226	役員賞与引当金	227
		賞与引当金	15
		負 債 合 計	5,865
固 定 資 産	26,641	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	0	株 主 資 本	26,347
工具、器具及び備品	0	資 本 金	3,159
無 形 固 定 資 産	1	資 本 剰 余 金	13,957
商 標 権	1	資 本 準 備 金	13,731
		その他資本剰余金	226
投資その他の資産	26,639	利 益 剰 余 金	10,455
投資有価証券	62	利 益 準 備 金	327
関係会社株式	26,369	その他利益剰余金	10,128
出 資 金	0	別 途 積 立 金	7,000
関係会社長期貸付金	115	繰越利益剰余金	3,128
繰延税金資産	92	自 己 株 式	△1,226
		純 資 産 合 計	26,347
資 産 合 計	32,213	負 債 純 資 産 合 計	32,213

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		3,000
営 業 費 用		774
営 業 利 益		2,225
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	19	
そ の 他	4	23
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
そ の 他	0	26
経 常 利 益		2,223
税 引 前 当 期 純 利 益		2,223
法人税、住民税及び事業税	84	
法 人 税 等 調 整 額	0	85
当 期 純 利 益		2,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,159	13,731	226	13,957
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	3,159	13,731	226	13,957

	株 主 資 本					純 資 産 計	
	利 益 剰 余 金				自己株式		株主資本計 合
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
別 途 積 立 金		繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	327	7,000	2,833	10,161	△1,225	26,053	26,053
当期変動額							
剰余金の配当			△1,843	△1,843		△1,843	△1,843
当期純利益			2,138	2,138		2,138	2,138
自己株式の取得				—	△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	294	294	△0	293	293
当期末残高	327	7,000	3,128	10,455	△1,226	26,347	26,347

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

アクシアル リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 康 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシアル リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

アクシアル リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 康 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査規程並びに監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会その他重要な会議に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

アクシアル リテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	八 子 淳 一	Ⓜ
常勤監査役	岩 崎 良 次	Ⓜ
常勤監査役	佐 藤 浩 光	Ⓜ
社外監査役	齋 藤 良 人	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。

第71期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき、次のとおりとさせていただきたく存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金55円
配当総額	1,267,296,580円

これにより、当期における1株当たり年間配当金は、中間配当金（1株につき25円）と合わせますと、1株につき80円となり、連結配当性向は26.1%となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u>
(新設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
(新設)	2. 当社は、電子提供措置をとる事項
	のうち法務省令で定めるものの全部
	又は一部について、議決権の基準日
	までに書面交付請求をした株主に対
	して交付する書面に記載することを
	<u>要しないものとする。</u>
第17条～第41条 (条文省略)	第17条～第41条 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u>
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
(新設)	第1条 定款第16条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)
	の削除及び定款第16条(電子提供措
	置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

現行定款	変更案
(新設)	2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u>
(新設)	3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年3月以降）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会につきまして、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきまして、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

第3号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役2名、社外監査役1名及び代表取締役以外の取締役2名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

当社の取締役候補者選定基準は次のとおりであります。

（取締役候補者選定基準）

当社における取締役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議を得て選定する。

1. 指名方針

- （1）株主の負託に応え、取締役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- （2）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献することが期待できる者であること。
- （3）第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- （4）社外取締役については、会社法第2条第15号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

2. 欠格事由

- （1）反社会的勢力との関係が認められる者。
- （2）会社法第331条第1項に定める欠格事由に該当する者。
- （3）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者。
- （4）取締役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
1	<p>はら かず ひこ 原 和彦 (1967年2月22日生)</p> <p>【再任候補者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1989年4月 株式会社西友フーズ（現・株式会社西友） 入社 1994年4月 当社 入社 2000年4月 当社 企画部長 2000年6月 当社 常務取締役 2002年4月 当社 商品部長 2007年5月 当社 専務取締役 2007年5月 当社 執行役員 2008年5月 株式会社原信 代表取締役社長（現任） 2008年5月 当社 代表取締役社長（現任） ● 取締役在任期間 22年 ● 所有する当社の株式数 1,253,348株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社原信 代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社ローリー 代表取締役会長 株式会社原興産 取締役 株式会社シジシージャパン 取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟 社外取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 原和彦氏は、当社の創業家に生まれ創業の精神を引継ぎ、現在、当社の代表取締役社長並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の代表取締役社長に就任しています。同氏は当社入社後、主に商品調達部門で手腕を発揮し、その実績が高く評価され、現在の役職に就きました。社長就任後は、経営ビジョンを刷新し、変化し続ける社会環境に対しの確なかじ取りを行っていくことで、就任当時の会社規模を急成長させており、その経営手腕をかわれ、全国のスーパーマーケットで結成する日本最大の協業組織である株式会社シジシージャパンの取締役会長にも就任し、業界の発展に尽くしています。これらの実績を考慮するとともに、最高経営責任者として更なる当社グループの成長を牽引していくことが今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
2	う え き た け ゆ き 植木 威行 (1971年1月30日生) 【再任候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1994年4月 株式会社シジシージャパン 入社 1998年9月 株式会社フレッセイ 入社 2000年6月 同社 取締役 2001年6月 同社 常務取締役 2002年2月 同社 営業推進部長 2003年2月 同社 経営企画部長 2003年4月 同社 取締役副社長 2003年10月 同社 管理本部長 2006年1月 同社 営業本部長 2009年5月 同社 代表取締役社長（現任） 2013年10月 当社 代表取締役副社長（現任） ● 取締役在任期間 9年 ● 所有する当社の株式数 507,486株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社フレッセイ 代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット 代表取締役社長 高翔商事株式会社 代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社 代表取締役社長 ● 取締役候補者として選定した理由 植木威行氏は、当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの創業家に生まれ、現在、当社の代表取締役副社長並びに同社の代表取締役社長に就任しています。同氏は、同社において、営業・管理の様々な部門の長を歴任し、会社経営における多様な経験を積んだ後、同社の最高経営責任者として群馬県最大店舗数のスーパーマーケットを率いており、同社の着実な発展を成し遂げるとともに、当社グループ全体の発展のためにも指導者としての責務を果たしています。これらの実績を考慮するとともに、当社グループが広域なスーパーマーケットチェーンとして更なる発展をするため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
3	<p>やま ぎし ぶん ご 山 岸 豊 後 (1956年9月24日生)</p> <p>【再任候補者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1979年3月 北日本食品工業株式会社（現・株式会社ブルボン） 入社 1986年1月 当社 入社 1998年6月 当社 経理部長 1998年6月 当社 取締役 2000年6月 当社 常務取締役 2003年3月 当社 経営企画部長 2007年5月 当社 執行役員 2007年5月 当社 経営企画室、内部統制管理室管掌 2008年5月 当社 経営企画・物流統括 2012年4月 当社 財務経理・経営企画・店舗開発・店舗企画・物流分掌 2012年6月 当社 専務取締役（現任） ● 取締役在任期間 24年 ● 所有する当社の株式数 27,600株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社原信 専務取締役 株式会社フレッセイ 取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 専務取締役 株式会社アイテック 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 山岸豊後氏は、現在、当社の専務取締役に就任しています。同氏は、長らく当社グループの様々な経営課題・出店戦略に関わり、当社グループの事業展開に貢献してまいりました。その関与は、特定の領域に収まらず、様々な会議体、プロジェクトに参画し、全体最適の観点から幅広い視野で検討を行う当社グループの柔軟な経営判断を支えています。また、当社グループの最高財務責任者として、財務経理に相当程度の知見を有し、様々なステークホルダーとの対話にも積極的に取り組んでいます。これらの実績を考慮するとともに、当社グループが様々な経営課題に対処していくため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
4	まる やま みつ ゆき 丸山 三行 (1954年2月24日生) 【再任候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1983年9月 国会議員秘書 1987年9月 当社 入社 2007年5月 当社 作業システム室長 2007年5月 当社 執行役員 2010年4月 当社 業務システム統括 2012年4月 当社 店舗運営部長 2012年6月 当社 取締役（現任） 2017年6月 株式会社原信 常務取締役（現任） 2017年6月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役（現任） ● 取締役在任期間 10年 ● 所有する当社の株式数 18,050株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社原信 常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 丸山三行氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの中核企業である株式会社原信の常務取締役として、店舗運営の最高責任者に就任しています。その活動は、当社グループ店舗が広域出店し店舗数が増加しても、それぞれの店舗によって隔たりのない商品、サービスをご提供するために必要な事項の管理や従業員が働きやすい職場環境の維持管理など多岐にわたります。当社グループ全体では年間で延べ1億人を超えるお客様からご利用いただいております。厳しい競合環境においても当社グループ店舗が出店地域に不可欠な存在としてあり続け、お客様のご支持を得て成長し続けるために、最も営業現場に近い立場で指導力を発揮し成果を実現してきたその経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
5	<p>なか がわ まなぶ 中川学 (1957年11月17日生)</p> <p>【再任候補者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 <p>1981年4月 株式会社西友 入社 2008年9月 当社 入社 2009年4月 原信ナルスロジテック株式会社（現・原信ナルスオペレーションサービス株式会社） 商品本部グロサリー部長 2012年4月 同社 取締役 2013年9月 同社 執行役員（現任） 2014年1月 アクシアル レーベル株式会社 取締役（現任） 2015年3月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 商品本部長（現任） 2016年5月 同社 取締役（現任） 2016年6月 当社 取締役（現任） 2016年6月 当社 執行役員 2022年5月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役（現任）</p> ● 取締役在任期間 6年 ● 所有する当社の株式数 2,517株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 <p>原信ナルスオペレーションサービス株式会社 常務取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役</p> ● 取締役候補者として選定した理由 <p>中川学氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの業務集約を担う原信ナルスオペレーションサービス株式会社の常務取締役商品本部長として、商品調達の最高責任者に就任しています。当社グループが事業運営を行う上で、商品政策に関する事項は最重要事項の一つです。昨今、食に対する志向は、生活スタイルや家族構成の変化に伴い多様化しています。こうした状況においても、同氏は、当社グループがお客様にご支持をいただける品質・価格を備えた商品の調達に努めるとともに、新たな方向性の打ち出しにも挑戦し、お客様満足の実現と収益確保に貢献してまいりました。これらの実績を考慮するとともに、当社グループ全体の商品政策の最高責任者として、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 【備 考】	候 補 者 に 関 す る 事 項
6	<p>はや かわ ひとし 早 川 仁 (1958年1月3日生)</p> <p>【再 任 候 補 者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1980年3月 当社 入社 2002年4月 当社 作業システム部長 2006年7月 株式会社原信 取締役(現任) 2009年4月 当社 執行役員 2009年4月 当社 営業企画統括部長 2012年4月 当社 営業企画部長 2013年10月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 執行役員 2013年10月 同社 営業企画部長 2015年3月 同社 商品本部生鮮部長 2018年3月 株式会社ローリー 代表取締役社長(現任) 2018年6月 当社 取締役(現任) 2018年6月 当社 執行役員 ● 取締役在任期間 4年 ● 所有する当社の株式数 7,400株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社ローリー 代表取締役社長 株式会社原信 取締役 ● 取締役候補者として選定した理由 早川仁氏は、現在、当社の取締役並びに当社グループの食品の製造・加工を担う株式会社ローリーの代表取締役社長に就任しています。当社グループは、惣菜を中心とした様々な商品の開発による他社との差別化、安定した品質を保持した食品の集中加工による効率化・原価低減の施策を推進しており、この役割を担う同社の重要性は年々増えています。こうした状況において、同氏は、同社の代表者として、当社に入社以来、主に商品・営業に関する様々な部門の経験で蓄積した深い知見を活かし、増設した工場の軌道化や生産性向上、供給商品の拡大を図っています。これらの実績を考慮するとともに、当社グループの差別化戦略を推進していくため、その経営手腕が今後も期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項						
7	<p>まる やま まさ のり 丸山将範 (1966年9月7日生)</p> <p>【新任候補者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 <p>1989年4月 当社 入社 2005年4月 当社 HTS・CSR室長 2007年4月 当社 内部統制管理室長 2010年4月 当社 TQM推進室長 2012年4月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 執行役員 2012年4月 同社 TQMCSR部長 2019年5月 同社 人事教育部長 2020年3月 同社 人事教育部長兼TQM・CSR部長 2022年1月 当社 執行役員(現任) 2022年1月 当社 人事企画部長(現任) 2022年5月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役(現任)</p> ● 取締役在任期間 なし ● 所有する当社の株式数 3,052株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">株式会社フレッセイ</td> <td style="text-align: right;">取締役</td> </tr> <tr> <td>原信ナルスオペレーションサービス株式会社</td> <td style="text-align: right;">取締役</td> </tr> <tr> <td>株式会社ローリー</td> <td style="text-align: right;">取締役</td> </tr> </table> ● 取締役候補者として選定した理由 <p>丸山将範氏は、現在、当社の執行役員に就任しています。同氏は、当社グループが経営の根幹としているTQM活動(トータル・クオリティ・マネジメント)の推進、社会・環境問題への取り組みについて、長らく中心的役割を担ってまいりました。TQM活動は、全従業員が自らに与えられた業務において様々な問題解決や課題達成に科学的手法で取り組む全員参加型の活動であり、当社のTQM活動の水準は、専門団体から数多くの表彰を受けるなど、全国から模範とされ、他社には真似しがたい当社の強みになっています。また、社会・環境問題への取り組みでは、当社グループの株式会社原信が環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を全国の小売業としては初めて全事業所で認証されたことについて、体制構築に手腕を発揮して以来、その維持向上に努めてきました。これらの実績を考慮するとともに、SDGsの課題解決が重視される昨今、持続可能な社会実現に向けて当社グループが果たすべき役割の実現、社会との共生を前提とした当社グループの持続的成長実現において、その経営手腕が期待できることから、取締役候補者として選定いたしました。</p> 	株式会社フレッセイ	取締役	原信ナルスオペレーションサービス株式会社	取締役	株式会社ローリー	取締役
株式会社フレッセイ	取締役							
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	取締役							
株式会社ローリー	取締役							

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
8	<p>ほそ かい いわお 細 貝 巖 (1958年7月4日生)</p> <p>【再任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1992年4月 第二東京弁護士会登録 1997年6月 新潟県弁護士会登録 1999年3月 細貝法律事務所 所長（現任） 2004年6月 当社 社外監査役 2006年4月 株式会社原信 社外監査役 2010年1月 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長（現任） 2010年6月 当社 社外監査役 2014年6月 株式会社大光銀行 社外取締役（現任） 2014年6月 当社 社外取締役（現任） ● 取締役在任期間 8年 ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 細貝法律事務所 所長 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社大光銀行 社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部 監査役 ● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項は、以下のとおりであります。 当社社外監査役への就任 （2004年6月～2006年3月、2010年6月～2014年6月） 当社子会社（株式会社原信）社外監査役への就任 （2006年4月～2010年6月） ● 社外取締役候補者として選定した理由及び期待される役割並びに社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由 細貝巖氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、弁護士として培われた高い職業的倫理観、専門的知識、経験等を有しており、企業経営をはじめ様々な法務に関する相当程度の知見を有しており、就任以来、客観的見地から必要な助言を行う等、社外役員として当社の経営に適切に関与してきました。これらの実績を考慮するとともに、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、自らが代表を務める株式会社において法人経営に關与する経験を具えており、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
9	にい はら こう いち 新原 皓一 (1941年9月28日生) 【再任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1968年4月 東北大学 金属材料研究所助手 1978年10月 同大学 金属材料研究所助教授 1986年4月 防衛大学校 物理教室教授 1989年7月 大阪大学 産業科学研究所教授 1991年4月 同大学 高機能極限材料研究センター長 2005年4月 同大学 名誉教授 (現任) 2005年4月 国立大学法人長岡技術科学大学 極限エネルギー密度工学研究センター長 2009年9月 同大学 学長 2015年9月 同大学 名誉教授 (現任) 2016年6月 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長 2016年6月 当社 社外取締役 (現任) 2017年6月 公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長 (現任) ● 取締役在任期間 6年 ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長 ● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項はありません。 ● 社外取締役候補者として選定した理由及び期待される役割並びに社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由 新原皓一氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、大学の名誉教授であり、長きにわたり、国内外で高度な専門分野における研究者として指導的立場で活躍した豊かな経験と幅広い視野を有しており、当社グループの事業と関連の深い様々な研究者との人脈も築いています。また、一般消費者に近い客観的視点から必要な発言を行う等、社外役員としての役割を果たしています。これらの適性を活かし、経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
10	きくのあさこ 菊野麻子 (1969年8月21日生) 【再任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位、担当 1992年4月 株式会社N S T新潟総合テレビ 入社 1997年4月 フリーアナウンサーとして独立 1997年4月 Kアプローチ 代表(現任) 2021年6月 当社 社外取締役(現任) ● 取締役在任期間 1年 ● 所有する当社の株式数 なし ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 Kアプローチ 代表 新潟薬科大学薬学部 非常勤講師 新潟県人事委員会 委員 新潟経営大学 客員教授 北陸地方整備局事業評価監視委員会 委員 公益財団法人東北活性化研究センター 評議員 株式会社N S T新潟総合テレビ 番組審議委員 新潟商工会議所女性会 理事・副会長 特定非営利活動法人ワーキングウィメンズアソシエーション 副理事長 一般財団法人新潟ニュービジネス協議会 理事 ● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項はありません。 ● 社外取締役候補者として選定した理由及び期待される役割並びに社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由 菊野麻子氏は、現在、当社の社外取締役に就任しています。同氏は、フリーアナウンサーとして活躍するほか、新潟県内における様々な組織において、地域や社会の発展のために活動しており、この経験の中で培われた知見を活かし、地域社会の発展、多様性が重視される社会の実現に向けた活動にも参加しています。これらの経験を考慮し、業務執行者から独立した立場で会社経営の監督を行うことに加え、当社グループの経営が目指す地域社会への貢献と共生について、かじ取りを行っていくにあたり、その知見を活かした経営全般の監視と貢献が今後も期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
11	<p>つるじゅんたろう 水流潤太郎 (1956年8月12日生)</p> <p>【新任候補者】 【社外候補者】 【独立役員候補者】</p>	<p>● 略歴、当社における地位、担当 1981年4月 建設省（現・国土交通省） 入省 2003年7月 東京都 都市整備局住宅政策担当部長 2007年1月 国土交通省 住宅局建築指導課長 2008年7月 独立行政法人建築研究所（現・国立研究開発法人建築研究所） 研究総括監 2011年5月 国土交通省国土技術政策研究所 副所長 2012年7月 独立行政法人都市再生機構 理事 2014年9月 公立大学法人長岡造形大学 理事長 2014年10月 公益財団法人長岡市米百俵財団 理事（現任） 2021年4月 長岡市 総合政策アドバイザー（現任）</p> <p>● 社外取締役在任期間 なし</p> <p>● 所有する当社の株式数 なし</p> <p>● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 公益財団法人長岡市米百俵財団 理事 長岡市 総合政策アドバイザー 東京都震災復興検討会議 委員</p> <p>● 社外取締役候補者に関する会社又は特定関係事業者との事実関係に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>● 社外取締役候補者として選定した理由及び期待される役割並びに社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由 水流潤太郎氏は、現在、国内の様々な組織において、地域や社会の発展のために活動しています。同氏は、長らく中央行政官庁において主に建築行政に携わり、高い倫理観と知見をもって幅広い視野で多くの人々と関わりながら国の発展のために努めてまいりました。これらの経験を考慮し、業務執行者から独立した立場で会社経営の監督を行うことに加え、当社グループの経営におけるガバナンス体制の向上や社会・地球環境が抱える問題解決への対処にあたり、その知見を活かした活躍が期待できることから、社外取締役候補者として選定いたしました。なお、同氏は、国立大学法人の理事長や行政関連法人の理事として法人経営に関与する経験を具えており、上記の理由により職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しており、他人名義を含めた実質所有株式数で記載しております。
3. 菊野麻子氏の戸籍上の氏名は、真貝麻子（しんが い あさこ）であります。
4. 細貝巖氏、新原皓一氏、菊野麻子氏並びに水流潤太郎氏は、社外取締役候補者であります。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法が定める要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に従っており、同氏はこの要件を満たしております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は次のとおりであります。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）が、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注2）
2. 当社の主要株主（注3）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその関係会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
3. 当社が主要株主である会社及びその関係会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）又はその関係会社の業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先（注5）又はその関係会社の業務執行者
6. 当社グループから多額（注6）の寄付又は助成を受けている者又は当該寄付又は助成を受けている者が法人又は団体である場合には当該寄付又は助成を受けている者又はその関係会社の業務執行者
7. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその関係会社の業務執行者
8. 当社が資金調達を行っている主要な金融機関その他大口債権者（以下、併せて「大口債権者等」（注7）といいます。）又は大口債権者等が法人である場合には当該大口債権者等又はその関係会社の業務執行者
9. 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは税理士又は監査法人若しくは税理士法人の業務執行者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント
11. 当社グループから多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士法人、監査法人又は税理士法人その他コンサルティングファームの業務執行者
12. 過去に一度でも、上記、第1号に該当した者
13. 過去3年間において、上記、第2号から第11号に該当した者
14. 上記、第1号から第13号に該当する者が重要な業務執行者（注8）である場合においては、その者の配偶者及び二親等以内の親族
15. 上記、第1号から第14号の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注1) 関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第25号に規定する、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、社員及び使用人に該当した者をいい、社外取締役及び社外監査役は含みません。
- (注3) 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいい、議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含みます。
- (注4) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループに対して行っている者をいいます。
- (注5) 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループから受けた者をいいます。
- (注6) 多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の年間連結売上高の2%を超える額をいいます。
- (注7) 大口債権者等とは、直近事業年度末における連結総資産の10%以上の債権額を当社グループに対して有している者をいいます。
- (注8) 重要な業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員をいいます。
5. 責任限定契約に関する事項
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めており、現任の社外取締役である細貝巖氏、新原皓一氏並びに菊野麻子氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、三氏と責任限定契約を継続するほか、新たに水流潤太郎氏と責任限定契約を締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害等（会社の役員としての業務につき行った行為に起因する損害賠償請求による役員個人が被る損害等）を当該保険契約により補填することとしております。本議案が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 独立役員に関する事項
当社は、現任の社外取締役である細貝巖氏、新原皓一氏並びに菊野麻子氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合、当社は、三氏に加え、新たに水流潤太郎氏を独立役員として選定する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役2名、社外監査役1名及び代表取締役以外の取締役2名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

当社の監査役候補者選定基準は次のとおりであります。

（監査役候補者選定基準）

当社における監査役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議並びに監査役会の同意を得て選定する。

1. 指名方針

- （1）株主の負託に応え、監査役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- （2）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の健全かつ持続的な成長に貢献することが期待できる者であること。
- （3）第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- （4）社外監査役については、会社法第2条第16号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

2. 欠格事由

- （1）反社会的勢力との関係が認められる者。
- （2）会社法第335条第1項に定める欠格事由に該当する者。
- （3）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者。
- （4）監査役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
1	<p>や こ じゅん いち 八子 淳一 (1954年1月12日生)</p> <p>【再任候補者】 【社外候補者】</p>	<p>● 略歴、当社における地位 1976年4月 株式会社北越銀行（現・株式会社第四北越銀行） 入行 1999年4月 同行 小針南支店長 2006年6月 同行 融資第二部長 2008年6月 同行 取締役 2008年6月 同行 総務部長 2009年6月 株式会社ホクギン経済研究所 代表取締役社長 2014年5月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役 （現任） 2014年6月 株式会社原信 監査役（現任） 2014年6月 当社常勤（社外） 監査役（現任）</p> <p>● 社外監査役在任期間 8年</p> <p>● 所有する当社の株式数 2,300株</p> <p>● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社原信 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役</p> <p>● 社外監査役候補者として選定した理由 八子淳一氏は、現在、当社の常勤（社外）監査役並びに当社グループの中核企業である株式会社原信及び原信ナルスオペレーションサービス株式会社の監査役に就任しています。同氏は、当社グループが出店している地域の有力地方銀行に長らく勤務し、様々な企業の経営に触れるとともに、同行の取締役に就任し、金融機関経営者としての高い倫理観、コンプライアンス意識を培いました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があり、同氏は、監査役就任後、監査役会議長として、各監査役の職務執行全般の調整にあたり、主に株式会社原信の業務執行に関する監査を担当し、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。また、社外監査役として、コンプライアンスの重要性を踏まえた観点やステークホルダーに準じた観点に重点を置き適切に監査を行ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、社外監査役候補者として選定いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
2	いわ さき りょう じ 岩崎良次 (1956年4月19日生) 【再任候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位 1977年3月 当社 入社 2008年5月 当社 トレーニング室長 2012年4月 当社 執行役員 2012年4月 当社 業務システム部長 2013年10月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 執行役員 2013年10月 同社 業務システム部長 2016年6月 株式会社ナルス 監査役(現任) 2016年6月 当社 常勤監査役(現任) 2022年5月 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役(現任) ● 監査役在任期間 6年 ● 所有する当社の株式数 17,479株 ● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 株式会社ナルス 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役 ● 監査役候補者として選定した理由 岩崎良次氏は、現在、当社の常勤監査役並びに当社グループの中核企業である株式会社ナルスの監査役に就任しています。同氏は、長らく営業現場における様々な職務に従事した後、営業現場の仕組み構築をつかさどる責任者としてマニュアルの整備や運用管理、従業員の技能検定制度の運用など、商品の品質や衛生状態の維持・向上、働きやすく生産性の高い職場環境の実現に努めてまいりました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があり、同氏は、監査役就任後、主に株式会社ナルスの業務執行並びに当社グループの営業状況に関する監査を担当し、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、監査役候補者として選定いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
3	<p>さいとうよしひと 齋藤良人 (1952年11月5日生)</p> <p>【再任候補者】 【社外候補者】</p>	<p>● 略歴、当社における地位</p> <p>1975年4月 株式会社第四銀行（現・株式会社第四北越銀行） 入行 1997年6月 同行 ニューヨーク支店長 1999年6月 同行 本店営業部副部長 2001年7月 同行 経営管理部長 2003年6月 同行 新発田支店長 2004年6月 同行 取締役 2005年6月 同行 高田支店長 2006年6月 同行 人事部長 2007年4月 同行 常務取締役 2011年6月 同行 専務代表取締役 2012年6月 同行 代表取締役副頭取 2016年6月 第四証券株式会社 代表取締役会長 2018年4月 新潟県立歴史博物館 館長（現任） 2018年6月 当社 社外監査役（現任） 2021年8月 新潟県 公安委員（現任）</p> <p>● 社外監査役在任期間 4年</p> <p>● 所有する当社の株式数 なし</p> <p>● 重要な兼職およびその他主な兼職の状況 新潟県立歴史博物館 館長 新潟県 公安委員</p> <p>● 社外監査役候補者として選定した理由 齋藤良人氏は、現在、当社の社外監査役に就任しています。同氏は、当社グループが出店している地域の有力地方銀行に長らく勤務し、様々な企業の経営に触れるとともに、金融機関経営者としての高い倫理観、コンプライアンス意識を培いました。また、同行の代表取締役に就任し、様々な場面で地方経済をけん引する役割を担いました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があります。同氏は、これまでの経験で培った企業経営におけるコンプライアンスの重要性を踏まえた観点やステークホルダーに準じた観点に高い見識を持っており、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、社外監査役候補者として選定いたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しており、他人名義を含めた実質所有株式数で記載しております。
3. 八子淳一氏並びに斎藤良人氏は、社外監査役候補者であります。社外役員候補者の選定にあたっては、会社法が定める要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に従っており、両氏はこの要件を満たしております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は次のとおりであります。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます。）が、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注2）
2. 当社の主要株主（注3）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその関係会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
3. 当社が主要株主である会社及びその関係会社の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）又はその関係会社の業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先（注5）又はその関係会社の業務執行者
6. 当社グループから多額（注6）の寄付又は助成を受けている者又は当該寄付又は助成を受けている者が法人又は団体である場合には当該寄付又は助成を受けている者又はその関係会社の業務執行者
7. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその関係会社の業務執行者
8. 当社が資金調達を行っている主要な金融機関その他大口債権者（以下、併せて「大口債権者等」（注7））といいます。）又は大口債権者等が法人である場合には当該大口債権者等又はその関係会社の業務執行者
9. 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは税理士又は監査法人若しくは税理士法人の業務執行者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント
11. 当社グループから多額（注6）の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士法人、監査法人又は税理士法人その他コンサルティングファームの業務執行者
12. 過去に一度でも、上記、第1号に該当した者
13. 過去3年間において、上記、第2号から第11号に該当した者
14. 上記、第1号から第13号に該当する者が重要な業務執行者（注8）である場合においては、その者の配偶者及び二親等以内の親族
15. 上記、第1号から第14号の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注1) 関係会社とは、会社計算規則第2条第3項第25号に規定する、当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいいます。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、社員及び使用人に該当した者をいい、社外取締役及び社外監査役は含みません。
- (注3) 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいい、議決権所有割合には、直接保有と間接保有の双方を含みます。
- (注4) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループに対して行っている者をいいます。
- (注5) 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の取引額の製品又はサービスの提供を当社グループから受けた者をいいます。
- (注6) 多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の年間連結売上高の2%を超える額をいいます。
- (注7) 大口債権者等とは、直近事業年度末における連結総資産の10%以上の債権額を当社グループに対して有している者をいいます。
- (注8) 重要な業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員をいいます。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨を定款に定めており、現任の社外監査役である八子淳一氏並びに齋藤良人氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、両氏と責任限定契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害等（会社の役員としての業務につき行った行為に起因する損害賠償請求による役員個人が被る損害等）を当該保険契約により補填することとしております。本議案が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

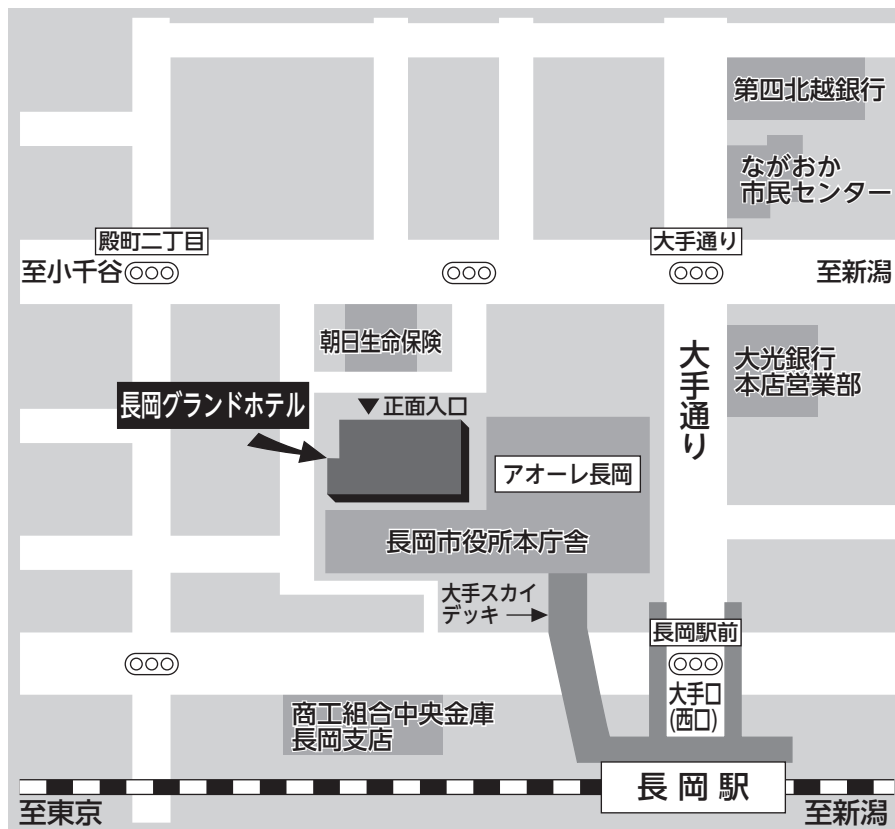
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場のご案内

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間
電話 (0258) 33-2111



※会場には駐車場の用意がございません。ご了承ください。